



全国でハイテク企業の管理を強化

概要：

- 企業の研究開発への投資を促進するために、中国は、政策レベルで研究開発に係る税制優遇政策の推進と実施に力を入れている。一方、中国では研究開発に係る税制優遇政策を適用するハイテク企業への管理強化に取り組んでいる。企業は、研究開発管理体制を構築・整備し、研究開発に係る税制優遇政策のメリットを十分に享受するとともに、関連する税務コンプライアンスリスクを管理し、「享受すべき優遇政策を可能な限り享受し、優遇政策の享受には適切な根拠を有する」ことを実現する。

背景



第14次5か年計画及び2035年長期目標綱要では、革新駆動型発展の維持、企業の技術革新能力の向上、企業革新の主導的な地位の強化を明確にした。税制面では、ここ数年、中国は研究開発費の割増損金算入やハイテク企業などに対する政策措置により、企業が高水準な研究開発投資を持続できるよう継続的かつ強力に支援している。2020年、中国のハイテク企業数は、前年比24%増の27万5千社となり、全国の企業の研究開発費の割増損金算入による減免税額は3,500億人民元を上回り、前年比で約25%増となった。国家税務総局は、2021年9月13日付で「研究開発費の割増損金算入政策の徹底実施に係る問題に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告2021年第28号）を公布し、企業が10月に第1から第3四半期の研究開発費の割増損金算入を予納・申告することを承認する。主管部門は、租税政策を通じた継続的な奨励とともに、ハイテク企業の研究開発管理に対しても、より高いコンプライアンス要件を打ち出し、管理強化を推進している。

ハイテク企業の認定において、認定審査はますます厳しくなっている。このうち、現地検証（または「現場検証」）は、ハイテク企業の認定管理において既に常態化し、北京、青島、海口など、多くの地域の科学技術主管部門は、専門家による審査に合格した申請企業の一部に対して現地検証の実施を要求している。また、蘇州、広州の一部の行政区、珠海などでは、ハイテク企業の資格認定を申請するすべての企業に対して現地検証の実施を要求している。裏付け資料の審査について、一部の地域では、個人所得税と社会保険申告システムへの入力状況を科学研究担当者リストにある情報と一人ずつ照合すること、ソフトウェア著作権のあるソフトウェアを逐一起動すること、現場検証後に企業からの追加資料を認めずに現地でのみ企業資料の原本を確認することなどを打ち出した。

ハイテク企業に認定された後も、主管部門は既に認定されたハイテク企業の資格審査をさらに強化した。例えば、中国でハイテク企業が集中する省の一つである江蘇省の科学技術庁は、2020年8月に「ハイテク企業の日常管理における自己検査・是正作業の着実な実施に関する通達」（蘇高企協弁〔2020〕5号）を公布し、省内にある認定済みのハイテク企業を対象に厳格な検査を行うこととした。2021年以来、北京市で97社、江蘇省で220社、広東省で21社のハイテク企業の資格認定を取り消した。ハイテク企業の資格認定を取り消された企業は、税金及び関連滞納金の追納を要求され、次回のハイテク企業認定の申請にも支障をきたすだけでなく、企業の評判と競争力にも影響を及ぼす。

科学技術部トーチセンターは、2021年9月17日付で「ハイテク企業認定管理作業検査の実施に関する通達」（国科火字

〔2021〕133号）を公布し、各地の認定管理機関によるハイテク企業の認定と監督管理作業を検査することをさらに提起し、全国36のハイテク企業認定管理機関の「自己検査・是正」、認定済みのハイテク企業に対する遡及的な検査、「既存のハイテク企業が10,000社以上ある地域では、有効期間内のハイテク企業数の20%以上から書類抜取検査を確保し、ハイテク企業が10,000社未満の地域では、有効期間内のハイテク企業数の30%以上から書類抜取検査を確保しなければならない。書類抜取検査の状況に応じて、一部の企業に対して現地検証を行う場合がある」ことなどを明確にした。

KPMGの所見



中国国内を適用範囲としたハイテク企業認定管理弁法は、2008年に初めて公布され、2016年に改訂・整備された。その施行から13年が経過し、各地の認定管理機関は、現地検証をますます重視するようになり、申請資料の信憑性と信頼性に対してより厳格な要求を提起し、ハイテク企業資格の6つの認定条件間のつながりをより重視するなど、長年にわたる管理作業において豊富な経験を蓄積してきた。

KPMGの観察によると、ハイテク企業の認定/検証に関するキーポイントは以下の通りである。

・ 研究開発費

- ✓ 研究開発プロジェクトが「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」における企業の研究開発活動の定義を満たしているか？
- ✓ 人件費：中核となる研究開発担当者及びそれをサポートする研究開発担当者が合理的に定義され、人件費が合理的に集計されているか？
- ✓ 直接投入費用：直接投入費用が通常の生産活動と研究開発活動の間で合理的に配賦され、合理的に集計されているか？
- ✓ 委託研究開発費：外部に委託した研究開発費について信憑性があり、独立企業間原則に合致しているか？
- ✓ 費用の集計が明確なロジックに準拠し、その合理性と信憑性を裏付ける十分な技術関連資料と会計証憑があるか。
- ✓ 三表の一致：三表が一致している？一致しない場合は合理的な説明の記載があるか？（「三表の一致」とは、「企業所得税納税申告表」の期間費用明細表に記載されている研究開発費、企業監査報告書に開示されている研究開発費、ハイテク企業の研究開発費に関する特別検証報告書に記載されている研究開発費が一致することをいう）。

・ 科学技術担当者の人数

- ✓ 科学技術担当者が合理的に定義されているか？（例えば、研究開発と関連する技術革新活動に直接従事しているかどうか、または上記活動の管理や直接的な技術サービスの提供に専念しているか？、実際の勤務時間が183日以上となっているか？）。
- ✓ 科学技術担当者が研究開発人件費に集計される担当者と一致しており、プロジェクト計画書などの技術プロセスファイルに記載されているプロジェクトチームの担当者と一致しているか？一致しない場合は合理的な説明があるか？
- ✓ 十分な裏付け資料（例えば、人名簿、183日以上 of 社会保険料もしくは個人所得税の納付証明、関連する専門資格、学歴、職歴などの証明、職務記述書など）の有無

・ 知的財産権、ハイテク製品（サービス）、ハイテク収益、ハイテク分野

- ✓ 「研究開発プロジェクト-知的財産権-科学技術成果-ハイテク製品-ハイテク収益-ハイテク分野」の間で関連性と論理性があるか？
- ✓ 知的財産権の関連技術が、主要製品（サービス）の技術においてコアな補助的役割を果たしているか？
- ✓ 知的財産権とハイテク製品（サービス）の信憑性と関連性を裏付ける十分な資料があるか？

・ その他のキーポイント

- ✓ 関連規定に従い、認定条件に関連する重要な変更状況（分割、合併、再編及び運営事業の変更など）を適時に報告しているか？
- ✓ 名称を変更した企業は、関連規定に従って適時に報告し、関連手続きを完了しているか？
- ✓ 認定申請前の1年間及び認定取得後、安全・品質に関する重大な事故や重大な環境法違反行為が発生しているか？
- ✓ 年度発展状況報告書を適時に記入・提出しているか？

KPMGのご提案



近年、国の継続的な推奨に後押しされ、ハイテク企業の数及び研究開発への投資は増加し続けている。企業は、より多くの研究開発に係る税制優遇政策を享受するとともに、国と地方の管理要件にも留意し、関連する税務コンプライアンスリスクをコントロールすることにより、企業が健全かつ持続可能な状態で研究開発に係る税制優遇政策を享受することができる。企業には以下の対策を検討されるよう提案する。

- ✓ ハイテク企業資格認定を取得した企業は、資格維持の過程において、まずはこれまでの自社のリスクに注意し、ハイテク企業の6つの認定条件も考慮しながら、できる限り早く全面的に評価し、関連する裏付け資料を整理する。自己検査で特定した問題を速やかに是正し、いつでも主管部門の検査を受け入れる準備を整える必要がある。第二に、ハイテク企業の組織管理の要件に応じて、研究開発管理体制の構築と改善を強化し、特に研究開発活動と研究開発費との緊密な関連性と論理性を向上させる。第三に、ハイテク企業に関連する指標の変化に注意を払う。将来的に認定条件を満たせないと予測される場合、適時に業務上の取決めを調整、再編するか、またはハイテク企業認定からの合理的な撤退を検討する。
- ✓ ハイテク企業の資格認定を申請している企業は、政策の要件を徹底的に分析し、ハイテク企業資格の6つの認定条件に照らして、企業が満たしているかどうかを十分に評価する必要がある。申請が可能であると評価された場合、申請資料を入念に準備し、主管部門との動的なコミュニケーションを維持する。

KPMGは、科学と技術分野の動向を注視し、研究開発活動に係わる財務・租税優遇政策のフィージビリティスタディ、申請準備、管理の向上、検証への対応などの専門分野において高度な洞察と豊富な経験を有し、企業に関連する提案・サービスを提供いたします。

KPMGは今後も、国・地方が後続して公布される研究開発に係る優遇政策および細則を注視し、関連する専門的な意見や提案を提供して参ります。関連する政策の分析及び実務に対する提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフまでお尋ねください。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 空田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198